

知事

27 関振第1063号  
平成28年1月20日

茨城県知事 殿

関東農政局長



TPP 関連農業農村整備対策実施要綱の制定について

このことについて、平成28年1月20日付け27農振第1792号をもって、農林水産事務次官から別添写しのとおり通知があったので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いします。

035-3



# ＴＰＰ関連農業農村整備対策実施要綱

平成28年1月20日付け27農振第1792号

各 地 方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

## 第1 目的及び趣旨

「総合的なＴＰＰ関連政策大綱（平成27年11月25日ＴＰＰ総合対策本部決定）」に即し、農畜産業の体質強化を図る観点から、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な生産基盤整備をＴＰＰ関連農業農村整備対策（以下「対策」という。）として実施するものとし、その実施に当たってはこの要綱に定めるところによるものとする。

## 第2 対策の内容

対策の内容は、次のとおりとする。

- 1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進  
農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。
- 2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進  
高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等を実施する。
- 3 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進  
畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を実施する。

## 第3 対策の実施主体

対策の実施主体は、国又は都道府県とする。

## 第4 対策の手續

- 1 対策として農林水産省農村振興局長及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める事業を実施しようとする者は、対策の概要書を作成し、次の手續を行うものとする。
  - (1) 対策の実施主体が国の場合  
地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、農村振興局長と協議の上、対策の内容について同意を得るものとする。
  - (2) 対策の実施主体が都道府県の場合

ア 都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に申請するものとする。

イ 地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、アにより申請された内容を審査し、これを適当と認めるときは、当該申請に係る対策を認定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

ウ 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、イにより認定するときは、あらかじめ農村振興局長と協議の上、対策の内容について同意を得るものとする。

- 2 1の手續は、農村振興局長等が別に定める様式により行うものとする。
- 3 国又は都道府県知事は、対策として実施する事業について、農村振興局長等が別に定める重要な変更を行うときは、1の規定を準用する。
- 4 対策として事業を実施する地区は、農村振興局長等が別に定める要件を満たさなければならない。

## 第5 対策の達成状況報告等

- 1 対策の実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、対策の状況報告及び達成状況報告を行うとともに対策の目的を達成するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 農村振興局長は、対策の達成状況が十分でないとき、対策の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- 3 対策の実施主体は、2の規定による指導を受けたときには、農村振興局長等が別に定めるところにより、改善計画を提出しなければならない。

## 第6 委任

この対策の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。